

施設命名権(ネーミングライツ)スポンサー募集要領
(達居森と湖畔自然公園 万葉の森橋)

1. 募集目的

民間企業との協働により公共施設の持続的な運営と維持管理を行うとともに、住民等が快適に利用できるように、また、公園等の魅力向上を図るため、施設命名権(ネーミングライツ)スポンサーを募集するもの。

2. 対象施設

番号	施 設 名	所 在 地
1	達居森と湖畔自然公園	大衡村大瓜字向牛野 2 - 1 他
2	万葉の森橋	大衡村大衡字平林 3 9 - 7 他

3. 施設概要

(1) 達居森と湖畔自然公園

総 面 積	2 2 . 2 h a
工 作 物	休養施設、便益施設、管理施設、その他施設
建 築 物	四阿、トイレ、炊事場
運 動 施 設	広場
特 徴	自然豊かな園内には「達居森遊歩道」や「牛野ダムキャンプ場」が整備されており、遊歩道は標高 2 6 2 . 6 m の達居森山頂まで約 1 , 5 0 0 m で気軽なハイキングが楽しめます。牛野ダム湖畔にあるキャンプ場は、船形連峰が一望でき、春には桜の花見、秋には芋煮会など一年を通して多くの来園者で賑わっています。
利用人数	令和 6 年度実績 5 , 6 9 3 人



(2) 万葉の森橋

橋 長	58.65m
掲 示 面 積	15.0m×0.6m×2箇所(上下線)=18.0㎡
橋 梁 点 検	R4年実施済み(健全度Ⅱ)
交 通 量	4,702台(昼間12時間) ※参考 R3道路交通センサス
特 徴	県道大衡落合線を跨ぐ歩道橋であり、国道4号から第二仙台北部中核工業団地を経過地として県道大和松島線を結ぶ重要路線である。仙台北部中核工業団地と第二北部中核工業団地の間には東北自動車道大衡ICがあり、輸送車両はもとより通勤車両も年々増加傾向にある。国道4号大衡道路の拡幅改良が進められており、今後も交通量の増加が見込まれます。
	

4. 優先交渉権について

- (1) 契約者より契約満了の6ヶ月前までに更新の申し出があったときは、契約者を優先交渉者とし、協議を行うものとする。なお、更新する場合の契約額は現契約額を下回らない金額により協議するものとする。
- (2) 更新の申し出がない場合、又は協議が整わなかった場合は、公募を行うものとする。

5. 募集概要

(1) ネーミングライツの範囲

- ①施設名称(愛称)として、企業名又はブランド名・商品名をつけることができる。
愛称は、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から村民の理解が得られるものとし、大衡村有料広告事業実施要綱(平成23年大衡村告示第63号。以下「要綱」という。)第3条第1項各号のいずれにも該当しないもので、日本語又は英語アルファベット(若しくはその両方)を使用するもの。
- ②他人の著作権、商標権等を侵害しないものであることとする。
- ③利用者の混乱を避けるため、契約期間中の名称(愛称)の変更はできない。
また、愛称が定着するまでの間、正式名称を併記させて頂く場合がある。
- ④募集する名称は施設の「愛称」であることから、大衡村都市公園条例(平成9年3月13日大衡村条例第10号)で定めている施設の名称の変更はできない。

(2) 募集条件

①契約期間

令和8年4月1日から原則3年以上5年以内で提案すること。

※3年以上の契約を希望する場合は、年単位で提案すること。

※契約更新時に優先交渉権を付与する。(更新6ヶ月前までに契約すること。)

②募集金額

1年あたり次に示す金額以上(消費税及び地方消費税は別途)とする。

番号	施設名	契約希望金額 (消費税及び地方消費税は別途)
1	達居森と湖畔自然公園	年間10万円以上
2	万葉の森橋	年間10万円以上

※命名権料の支払いは、年度毎に納付すること。

③費用負担

ネーミングライツ導入に係る費用負担は下記のとおりとする。

費用負担の区分	大 衡 村	命名権者
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示の変更(施設看板や道路標識等) ※1		○
契約期間満了後(契約解除を含む)の原状回復費用		○
パンフレット、村ホームページの表示変更 ※2	○	
応募及び契約締結に係る費用		○

※1 敷地内外の表示の変更は、村や関係機関と協議の上、変更可能な表示について行う。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め村や関係機関と協議の上、決定する。なお、屋外への愛称看板設置については、宮城県屋外広告物条例等の関係法令を遵守するものとする。

※2 残部数や切り替え時期などを考慮し、協議の上、決定する。

④対象企業

公共施設にふさわしく、コンプライアンスを遵守している企業とする。なお、要綱第3条第2号に掲げる業種又は事業者による応募は承認しない。

⑤その他

対象施設については、今後、利用料金の改定や一部有料化を行う場合がある。

6. 応募方法

(1) 申込期間

令和7年10月17日(金)から令和8年1月16日(金)までに持参又は郵送により、下記の書類を提出すること。持参の場合は、上記期間内の土曜日、日曜日及び祝日を

除く午前9時から午後5時まで受付とする。郵送の場合は、期間内必着とする。

(2) 提出書類

- ①村有施設等ネーミングライツ(命名権)申込書(様式第1号)
- ②会社概要及び直近3か年間の財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)
- ③法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(原本)
- ④印鑑証明書(原本)
- ⑤国税及び地方税に滞納のないことの証明書(直近1年分、発行日から1か月以内)
 - ・村税、所得税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑥愛称に商品名を使用する場合、当該商品等の概要が分かるもの。

(3) 提出部数

正本1部を提出してください。

なお、提出された書類は返却しません。

(4) 提出場所

〒981-3692

宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地

大衡村役場 都市建設課 都市計画係

7. 選定方法

- (1) 提出書類をもとに、要綱第8条に規定する大衡村広告審査委員会において、その調査結果及び名称、応募金額等を総合的に審査・評価し、優先交渉者を選定する。
なお、応募者が1者であっても、ネーミングライツ事業者としての適否を審査するものとする。
- (2) 要綱第3条第1項及び第2項に該当する場合、提出書類に虚偽の記載がある者や維持管理上、実現可能性のない提案内容を提示した者など、ネーミングライツ事業者としてふさわしくない者については選定しない。
- (3) 選定に係る審査項目、評価内容及び配点は次のとおりとする。

	審査項目	評価内容	配点
1	応募金額	50点×当該応募金額／最高応募金額 (小数点以下切捨て)	50点
2	愛称案	愛称が親しみやすく分かりやすいものになっているか。不適切な表現が含まれていないか。	20点
3	導入期間	安定的な運用が図られるか (小数点以下切捨て)	10点
4	応募の動機	応募の動機に問題はないか (小数点以下切捨て)	10点
5	経営状況	経営の安定性、継続した提案内容の実現が見込めるか(小数点以下切捨て)	10点

※応募金額は年額で計算を行う。

A社：応募金額500万円(応募者の中の最高金額)

配点 50 点 $\times$ 500 万円 $\div$ 500 万円 = 50 点

B 社：応募金額 400 万円

配点 50 点 $\times$ 400 万円 $\div$ 500 万円 = 40 点

C 社：応募金額 315 万円

配点 50 点 $\times$ 315 万円 $\div$ 500 万円 = 31 点

- (4) 評価の判断基準(応募金額を除く)は次のとおりとする。

評価	判断内容	得点の算出方法
A	特に優れている	配点 $\times$ 1.00
B	優れている	配点 $\times$ 0.75
C	標準的である	配点 $\times$ 0.50
D	やや劣る	配点 $\times$ 0.25
E	非常に劣る	配点 $\times$ 0.00

- (5) 審査結果について、優先交渉者に対し村有施設等ネーミングライツ(命名権)優先交渉者決定通知書(様式第2号)により通知し、契約に係る必要事項について協議を行うものとする。
- (6) 優先交渉者との協議が整わなかったときは、次点順位のスポンサー希望者と協議を行うことができるものとする。
- (7) 次点順位及びその順位以降のスポンサー希望者に対し、村有施設等ネーミングライツ(命名権)審査結果通知書(様式第3号)により審査結果を通知するものとする。

8. 契約締結

優先交渉者と契約内容について協議を行い、合意した場合は、ネーミングライツに関する契約を締結するものとする。

9. ネーミングライツ事業者の公表等

契約の締結後、村は、愛称、ネーミングライツ事業者の名称、愛称使用期間等を村のホームページや広報誌を活用するなど可能な限り周知に努めるものとする。

10. ネーミングライツスポンサーの責務

- (1) ネーミングライツスポンサーは、愛称に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為及びその他の不正な行為を行ってはならない。
- (2) 愛称に関して第三者に損害を与えた場合は、ネーミングライツスポンサーの責任及び負担において解決しなければならない。

11. 契約の解除

契約締結後、要綱第3条1項及び第2項に該当する場合、ネーミングライツ事業者が

応募資格を欠くこととなった場合、社会的信用を損なう行為により施設のイメージが損なわれるおそれがある場合、その他ネーミングライツ事業者とすることが適当でないと認められるときは、村有施設等ネーミングライツ(命名権)付与取消通知書(様式第4号)により命名権者に通知し、契約を解除することができる。

この契約解除に伴う愛称看板の撤去等に必要な費用は、ネーミングライツ事業者の負担とする。

なお、契約を解除した場合、当該年度分の契約金額は返還しない。

◆問い合わせ先

大衡村役場 都市建設課 都市計画係

〒981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林 62 番地

電 話：022-341-8515

FAX：022-345-4853

メール：toshiseibi@village.ohira.miyagi.jp